

社会福祉法人海望福祉会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海望福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、定款の定めにより評議員会で選任された理事及び監事をいう。

(役員区分)

第3条 この規程において、前条に規定する役員を常勤役員と非常勤役員に区分する。

2 前項にいう常勤役員とは、就業規程に基づく勤務日数を出勤するものをいう。

3 非常勤職員とは、前項に掲げる以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員は職員業務を兼ねるものとし、当該施設から給与を受けるものについては、役員報酬等は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などに出席したときは報酬として日額10,000円を支給する。

(3) 非常勤役員等が理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席以外の職務の

為に、出張した際には旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。